# 厚生労働科学研究費補助金(難治性疾患等政策研究事業) 分担研究報告書

先天性および若年性の視覚聴覚二重障害に対する一体的診療体制に関する研究

研究分担者 氏名 髙木 明 静岡県立総合病院 副院長

研究要旨: 先天性および若年性の視覚聴覚二重障害は稀な疾患であり、得られる情報が限定的であるため、今なお、診断、治療が明確には確立していない。従って医療の立場から患者への対応法、適切な情報提供もなされていない。今回、信頼できる海外文献を渉猟の上、その中でも頻度の高いアッシャー(Usher)症候群、およびスタージ・ウェーバー(Sturge-Weber)症候群についての知見を整理し、医療の立場から患者へ分かり易い解説と日常生活、学校生活で参考となる情報を纏めた。具体的には疫学、原因、自然歴、診療の注意点、治療、生活の配慮などを簡潔に記載した。

### A. 研究目的

先天性および若年性の視覚聴覚二重障害は稀な疾患で診断、治療は容易ではない。従って医療者が患者に適切に対応することも困難なことが多い。今回、海外の信頼できる文献を参考に二重障害の頻度の高いアッシャー(Usher)症候群、およびスタージ・ウェーバー(Sturge-Weber)症候群について、知見を纏め、耳鼻咽喉科の立場から今後の対応法を解説した。

## B. 研究方法

多数例を纏めた信頼できる海外文献を中心に 知見を整理し、疫学、原因、自然歴、診療の注 意点 治療、生活上の配慮などについて、耳鼻 咽喉科医の立場から解説した。

(倫理面への配慮)

## C.研究結果

「視覚聴覚二重障害(盲ろう)の医療」HP (http://deaf-blind.softnine.jp/index.html )の「診療マニュアル」 第4章 疾患と診療の アッシャー症候群

(<u>http://deaf-blind.softnine.jp/manual/chapter/ch4-3/index.html</u>)、およびスタージ・ウェーバー症候群

(<u>http://deaf-blind.softnine.jp/manual/chapter/ch4-10/index.html</u>)を上梓した。

#### D.考察

Usher 症候群は 難聴の程度、前庭障害の有 無、視力障害の発症時期、障害の程度が一定で はなく、その臨床像は様々である。確定診断の ためには網膜電図検査が必要であるが、小児で は全身麻酔が必要になるなど、早期診断は難し いことが多い。また、乳児の難聴診断も新生児 聴覚スクリーニングの実施がなければ難しい。 遺伝子検索はその予後の参考になる。視力障害 に対しては有力な治療、補助手段がないが、難 聴に関しては人工内耳で聴力改善が期待できる。 先天聾のタイプでは音声言語獲得のためには2 才前後までの早期の手術が望まれ、その後の適 切な介入が実施されれば、聴覚とともに音声言 語獲得が期待できる。つまり、難聴の早期診断 と早期の聴覚補償により視覚聴覚二重障害のう ち、聴覚障害を最小限にくいとめることが可能 である。

## E . 結論

聴覚障害の診断を早期に行い、人工内耳を視力障害が重度になる前に装用させることによって、聴力を維持、あるいは聴力障害を最小限とすることができる。それにより、盲聾の二重障害を視覚の単一障害に止め置くことが可能と思

われる。このことは生活の質を大きく改善する。 G 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。) その際、視覚障害者にとって音像定位は日常生 活上重要な手がかりとなるので、両耳 CI が望ま しい。

# F . 研究発表

- 1. 論文発表 なし
- 2. 学会発表 なし

- 1. 特許取得 なし
  - 2. 実用新案登録 なし
  - 3. その他

### 国立保健医療科学院長 殿

所属和				長	機関名 職 名 氏 名			県立病院機構 即 即		
次の職員の令和元年度厚生労働科学研究費の	つ調子	<b></b>	究に	おり	ける、倫理	審査	状況及び利益相反	等の管理につい		
ては以下のとおりです。										
1. 研究事業名難治性疾患政策研究事業	É									
2. 研究課題名先天性および若年性の社	見覚耶	恵覚	二重	]障	害に対する	る一体	い的診療体制に関す	る研究		
3. 研究者名 (所属部局・職名) 副派	完長									
(氏名・フリガナ) 髙ノ	木!	明		8	タカギ	アキラ	7			
4. 倫理審査の状況										
	該当	 当性の	性の有無		左記で該当がある場合のみ記入(※1)					
	1	j	無		審査済み		審査した機関	未審査 (※2)		
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針		]								
遺伝子治療等臨床研究に関する指針										
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)										
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針	0	]								
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	Ċ									
(治町の名称: ) (※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すった。 クレー部若しくは全部の審査が完了していない場合はその他 (特記事項)	 べき倫 :、「未	理指	針に	男す・ チェ	 る倫理委員会 ックすること	会の審査	が済んでいる場合は、「	審査済み」にチェッ		
(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。 (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床1						トる場合	)は、当該項目に記入する	ること。		
5. 厚生労働分野の研究活動における不正行	「為个									
研究倫理教育の受講状況		安記	溝■		未受講 □					
6. 利益相反の管理		_								
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定				有 ■ 無 □(無の場合はその理由:						
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無				有 ■ 無 □(無の場合は委託先機関:						
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無				有 ■ 無 □(無の場合はその理由;						
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無				有 □ 無 ■ (有の場合はその内容;						

70

(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。 ・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。